

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第598号）

2022年3月11日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 全国人民代表大会、政府活動報告等を審議・可決

2022年3月5日から11日にかけて開催された第13期全国人民代表大会（全人代）第5回会議は、今年の政府活動内容や主要目標等を掲載している「政府活動報告」、中央・地方政府予算、国民経済・社会発展計画などを審議・可決しました。景気下支えに向けた財政・金融支援を継続する一方、経済安定を確保すべく、エネルギー（電力）の供給不足回避とグリーン・低炭素社会の実現とのバランスを図る姿勢を見せています。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ **中小規模・零細企業の設備機器関連費用の所得控除関連政策に関する公告**  
（財政部等、3/4）
- ✓ **小規模・零細企業の「六税両費」減免政策の更なる実施に関する公告**  
（財政部等、3/4）



MIZUHO

瑞穗銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 全国人民代表大会、政府活動報告等を審議・可決

第13期全国人民代表大会(全人代)第5回会議は「政府活動報告」(以下、活動報告)や中央・地方政府予算、国民経済・社会発展計画<sup>1</sup>

【図表1】活動報告等の主な内容(一部抜粋)

などを審議・可決しました。活動報告等では昨年の実績を振り返りながら、今年の政府活動内容や主要目標等を明記しています。雇用確保等に向けて中小企業等に対する税制優遇策を続けるほか、景気回復の基盤を固めるために、財政・金融支援の強化によるインフラ投資の拡大等に注力する方針を示しています。活動報告等の主な内容やマクロ経済に関する目標等については図表1、2をご参考ください。

#### 税制優遇等継続で中小企業等にテコ入れ

- 製造業企業や小規模・零細企業、個人事業者に対する税制優遇・費用引き下げ政策を継続し、減税幅と適用範囲を拡大する。未還付税額の還付を加速させ、6月末までに小規模・零細企業に対し優先的に未還付税額の一括還付を行う
- 中小規模ハイテク企業を含む製造業企業に対し企業所得税(法人税)から追加控除できる研究開発費用(無形資産を形成せず、当期損益に計上)の比率を100%とする
- 信用保証や利子補給、補助金などの活用により中小規模・零細企業に対する金融支援を強化する

#### 財政・金融支援強化でインフラ投資後押し

- 地方政府专项債(レベニュー債)の発行枠を前年並みの水準としたが、21年第4四半期発行済且つ未使用資金1.2兆元を加えると、22年内に使用可能な資金は4.85兆元となる。また、国から地方への財政移転が9.8兆元(前年比18%増)へと大幅に増額され、地方財政に対する中央政府のサポート姿勢が鮮明となった
- 財政赤字対GDP比を前年より低めに設定したが、中銀等からの国庫納付などの税外収入を加えると、予算の財源に活用できる歳入は前年より2兆元以上増加する。中国人民銀行は3月8日、今年上納する剰余金が1兆元超となり、税金還付や地方への財政移転等に充てられるとした
- 投資対象については、ESGや次世代通信等関連の新型インフラ、既存インフラ施設の整備・高度化、保障性賃貸住宅等の民生改善を中心とする。民間投資の活性化を図るための支援策も整備する

#### その他の分野での活動内容

- 消費促進:オンライン消費とオフライン消費の高度融合を推進し、新エネルギー車の消費を引き続き支援し、地方における農民向けエコスマート家電購入補助、買い替えキャンペーンの実施を奨励する
- 環境保護:石炭のクリーン・高度利用を強化し、石炭火力発電ユニットの高効率化改造、コージェネレーション(熱電併給)改造を推進する。送電網による再生可能エネルギー発電への対応能力を向上させる。鉄鋼、非鉄金属、石油化学、化学工業、建材などの業種の省エネ・炭素排出削減に取り組む
- 外資利用:外資参入ネガティブリストを着実に実行する。外資による先進製造、研究開発、現代サービスなどの分野と中・西部、東北地域への投資拡大を支援する。自由貿易試験区と海南自由貿易港の建設を着実に推し進め、総合保税区の発展レベルを高め、サービス業開放拡大総合試行地区を増やす

(活動報告等に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表2】マクロ経済に関する目標等

指標	2021年目標	2021年実績	2022年目標
実質GDP(国内総生産)成長率	6%以上	8.1%	約5.5%
CPI(消費者物価指数)上昇率	約3%	0.9%	約3%
都市部新規就業者数	1,100万人以上	1,269万人	1,100万人以上
都市部調査失業率	約5.5%	5.1%	5.5%以内
財政赤字対GDP比	約3.2%	3.1%	約2.8%
マネーサプライ(M2)伸び率	名目GDP成長率と一致させる	9.0%	名目GDP成長率と一致させる
社会融資規模伸び率	名目GDP成長率と一致させる	10.3%	名目GDP成長率と一致させる
地方政府专项債の発行枠	3.65兆元	3.53兆元	3.65兆元
減税額	未公表	1.1兆元	2.5兆元(うち、還付が約1.5兆元)
エネルギー消費強度(単位GDP当たりエネルギー消費量)	約3%低下	2.7%低下	第14次五カ年計画期間(21~25年)における総合評価、一定の柔軟性あり
火力発電のエネルギー消費	引き続き低下	0.5%低下	引き続き低下
単位GDP当たりCO2排出量	引き続き低下	3.8%低下	引き続き低下

(活動報告等に基づき、中国アドバイザー一部作成)

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。中央・地方政府予算、国民経済・社会発展計画のリンクは省略  
[http://www.npc.gov.cn/npc/e12435/202203/988003651808446a9ed101d96171cb5a\\_shtml](http://www.npc.gov.cn/npc/e12435/202203/988003651808446a9ed101d96171cb5a_shtml)

□ 国内各地の実質 GDP 成長率の実績と目標

また、現時点、国内各地の人民代表大会を経て決定された 31 省・自治区・直轄市の 2022 年の実質 GDP 成長率目標も出揃いました。2019～2021 年の実績と 2022 年の目標については図表 3 をご参考ください。

【図表 3】各省・自治区・直轄市の実質 GDP 成長率（実績・目標）

	省市名	2019 年 (実績)	2020 年 (実績)	2021 年 (実績)	2022 年 (目標)
華北	北京	6.1%	1.2%	8.5%	5.0%以上
	天津	4.8%	1.5%	6.6%	5.0%以上
	河北	6.8%	3.9%	6.5%	6.5%
	山西	6.2%	3.6%	9.1%	6.5%前後
	内モンゴル	5.2%	0.2%	6.3%	6.0%前後
東北	黒龍江	4.2%	1.0%	6.1%	5.5%前後
	吉林	3.0%	2.4%	6.6%	6.0%前後
	遼寧	5.5%	0.6%	5.8%	5.5%以上
華東	上海	6.0%	1.7%	8.1%	5.5%前後
	江蘇	6.1%	3.7%	8.6%	5.5%以上
	浙江	6.8%	3.6%	8.5%	6.0%前後
	山東	5.5%	3.6%	8.3%	5.5%以上
	福建	7.6%	3.3%	8.0%	6.5%
華南	広東	6.2%	2.3%	8.0%	5.5%前後
	広西	6.0%	3.7%	7.5%	6.5%以上
	海南	5.8%	3.5%	11.2%	9.0%前後
中部	河南	7.0%	1.3%	6.3%	7.0%
	安徽	7.5%	3.9%	8.3%	7.0%以上
	江西	8.0%	3.8%	8.8%	7.0%以上
	湖北	7.5%	-5.0%	12.9%	7.0%前後
	湖南	7.6%	3.8%	7.7%	6.5%以上
西北	陝西	6.0%	2.2%	6.5%	6.0%前後
	甘肅	6.2%	3.9%	6.9%	6.5%以上
	寧夏	6.5%	3.9%	6.7%	7.0%
	青海	6.3%	1.5%	5.7%	5.5%前後
	新疆	6.2%	3.4%	7.0%	6.0%前後
西南	重慶	6.3%	3.9%	8.3%	5.5%前後
	四川	7.5%	3.8%	8.2%	6.5%前後
	貴州	8.3%	4.5%	8.1%	7.0%前後
	雲南	8.1%	4.0%	7.3%	7.0%前後
	チベット	8.1%	7.8%	7.0%	8.0%前後

(国家統計局などの公開情報に基づき中国アドバイザー一部作成)

当局は今秋開催予定の第 20 回党大会(20 大)という重要イベントを控え、「安定第一」との基本方針を繰り返して強調してきましたが、複雑化しつつある地政学的環境などの外部要因も交錯している中、当局の出方や政策運営の行方等に注目が集まっています。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 中小規模・零細企業の設備機器関連費用の所得控除関連政策に関する公告

(原文：关于中小微企业设备器具所得税税前扣除有关政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2022 年第 12 号

財政部等 2022 年 3 月 4 日公布

#### 【主要内容】

- 中小規模・零細企業が2022年1月1日から2022年12月31日にかけて新たに購入した1台当たり価額が500万元以上である設備機器について、企業はその価額の一定の比率を費用として企業所得税（法人税）の課税所得から控除することが可能である。うち、「企業所得税法实施条例」にて耐用年数が3年であると定められた設備機器について、その価額の100%を当年度で一括控除することが可能である。耐用年数が4年、5年、10年となる場合、その価額の50%を当年度で一括控除することが可能であり、残りの50%は規定に従いそれ以降の年度で減価償却を行い、課税所得から控除する
- 本公告でいう中小規模・零細企業とは、国が制限や禁止としない業界において事業を行う、かつ以下の条件を満たす企業を指す
  - ① IT、建築、リース及びビジネスサービス業：従業員数が2,000人以下、又は売上高が10億元以下、又は総資産が12億元以下
  - ② 不動産開発：売上高が20億元以下、又は総資産が1億元以下
  - ③ その他の業界：従業員数が1,000人以下、又は売上高が4億元以下
- 本公告でいう設備機器とは、住宅、建築物以外の固定資産を指す。従業員数の計算対象については、正社員のほか、派遣社員も含まれる
- 従業員数と総資産の計算方法については、企業の各四半期の平均値をベースに算出する
- 四半期の平均値＝（期初値＋期末値）÷2
- 通年の各四半期の平均値＝各四半期の平均値の合算÷4
- 中小規模・零細企業は上記の優遇策を享受するかどうかを自由に選ぶことが可能であるが、当年度に「享受しない」場合、それ以降の年度に改めて「享受する」とすることはできない

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220304\\_3792671.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220304_3792671.htm)

#### 小規模・零細企業の「六税両費」減免政策の更なる実施に関する公告

(原文：关于进一步实施小微企业“六税两费”减免政策的公告)

財政部 稅務總局公告 2022 年第 10 号

財政部等 2022 年 3 月 4 日公布

#### 【主要内容】

- 各地政府は地元の実情に基づき、増値税小規模納税者、小規模薄利企業及び個人事業者に対し、税額の50%を上限に資源税、城市維持建設税、不動産税、城鎮土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まず）、耕地占用税及び教育費付加・地方教育付加を軽減することが可能である
- 増値税小規模納税者、小規模薄利企業及び個人事業者は既に資源税、城市維持建設税、不動産税、城鎮土地使用税、印紙税、耕地占用税、教育費付加・地方教育付加に関するその他の優遇策を享受している場合、これらに加えて上記（公告第1条）が定めた優遇策を同時に享受することが可能である
- 本公告でいう小規模薄利企業とは、国が制限や禁止としない業界において事業を行う、かつ①当年度の課税所得が300万元以下、②従業員数が300人以下、③総資産が5,000万元以下という3つの条件を満たす企業を指す
- 増値税一般納税者として登記された新設企業は、国が制限や禁止としない業界において事業を行う、かつ①申告日直近月末の従業員数が300人以下、②総資産が5,000万元以下という2つの条件を満たす場合、小規模薄利企業として上記（公告第1条）が定めた優遇策を享受することが可能である

➤ 本公告の実施期間は2022年1月1日～2024年12月31日とする

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220303\\_3792359.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202203/t20220303_3792359.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。